

平成23年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成23年3月25日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 橋田委員長，河村委員，小葉松委員，星野委員
- 4 欠席委員 多賀谷委員
- 5 事務局 妹尾生涯学習部長，平馬学校教育部長，小林生涯学習部次長，
岡崎生涯学習部次長，對馬管理課長，三尾参事
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
 - 日程第1 議案第1号 函館市教育委員会傍聴人規則の全部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第2 議案第2号 函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第3 議案第3号 函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第4 報告事項
 - ・函館市民体育館整備基本計画に係る中間報告書について
 - ・平成22年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査の本市の結果について
 - ・教職員の懲戒処分内申の結果について
 - 日程第5 調査事項 戸井高等学校の募集停止について

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に，河村委員，小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち，日程第4，報告事項の3点目「教職員の懲戒処分内申の結果について」および日程第5，調査事項「戸井高等学校の募集停止について」を秘密会としたいがいかがか。
- 異議がないので，秘密会とさせていただきます。
- それでは，日程第1，議案第1号「函館市教育委員会傍聴人規則の全部改正に関し，議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号「函館市教育委員会傍聴人規則の全部改正に関し，議決を求めることについて」であるが，このたびの改正は，教育委員会の会議の傍聴に係る手続きを改め，および規定を整備するためのものである。
- 改正案については，本則9条および附則をもって構成し，各条には，見出しを付けることにした。

- はじめに、第1条であるが、本規則の「趣旨」を明示するものである。
- 第2条は、「傍聴の手続き」に関する規定であるが、傍聴人名簿の記載事項などについて、改めようとするものである。
- 次に、第3条は「傍聴人の制限」について、第4条は「傍聴できない者」について、第5条は「傍聴人の守るべき事項等」について、記載のとおり、改めようとするものである。
- 第6条については「撮影、録音等の禁止」について、新たに規定しようとするものである。
- 続いて、第7条は「傍聴人の退場」について、第8条は「係員の指示」について、第9条は「違反に対する措置」について、記載のとおり、規定しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成23年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2、議案第2号「函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第2号「函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、博物館の登録および博物館に相当する施設の指定に関する事務を教育長に委任する事務から除外するためのものである。
- 改正内容であるが、第1条の第14号に「博物館の登録および博物館に相当する施設の指定に関すること」を追加しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。
- また、補足だが、「博物館の登録」については、博物館法の規定に基づき、公立博物館、または私立博物館を設置する際に必要となる事務であり、今後予定される案件としては、公立博物館となる縄文文化交流センターの登録申請がある。

■橋田委員長

- 議案第2号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、議案第3号「平成22年度函館市入学準備貸付者の選定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第3号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、木直小学校と磨光小学校を統合し、磨光小学校を設置することに伴い、規定を整備しようとするものである。
- 改正内容であるが、開放校等の一覧となっている別表から「木直小学校」を削除するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成23年4月1日とするものである。

■小葉松委員

- 校庭開放の体育館とスポーツ解放の体育館の違いは何か。

■對馬管理課長

- 校庭開放の体育館については、主に土・日、児童生徒に対し自由に使用させているもの

で、スポーツ解放については、指導者が付き、クラブやサークル活動で使用する場合である。

■橋田委員長

- 議案第3号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、報告事項の1点目、「函館市民体育館整備基本計画に係る中間報告書について」生涯学習部長から報告を求める。

■生涯学習部長

- 市民体育館の整備に関わり、昨年7月に基本構想を策定したが、このたび基本計画の素案となる中間報告書を取りまとめたので報告する。
- 内容は、市民体育館整備の背景から整備スケジュールまで46ページにわたっていることから、主な部分について説明したい。
- 「市民体育館整備の基本方針」についてであるが、基本構想において、市民体育館の役割と機能を整理したが、その考え方にに基づき、基本方針を決定している。1点目、「行うスポーツ」の環境整備として、子どもから高齢者まで、目的に応じて全ての人々が、生涯にわたりいつでもスポーツ活動と健康づくりに親しみ、またスポーツ全般にわたる拠点としての施設づくり。2点目、「見るスポーツ」の機会充実として、国内トップアスリートによる高度で華麗なプレーの観戦を通して、スポーツのすばらしさや楽しさを実感させ、スポーツ参加への意欲を喚起させる施設づくり。3点目、交流拠点の機能充実として、市民のスポーツ・レクリエーション活動はもとより、スポーツ大会やイベントをはじめ、会議・集会、展示会等のコンベンションの開催などを通じ、市民や大会参加者などが集う交流の場としての施設づくりの3点を基本方針として設定している。
- 基本計画の概要についてであるが、まず用途地域の変更として、市民体育館の整備にあたっては、メインアリーナに設置予定の観客席数とその床面積の要件から、建築基準法上の建物用とは、観覧場として取り扱われるため、現行の第2種住居地域から近隣商業地域への変更が必要となる。
- 次に、都市計画公園の変更であるが、メインアリーナ棟と立体駐車場を整備するためには、近隣公園として都市計画決定されている湯川公園の区域を一部変更する必要があるため、今後、北海道との協議や市の都市計画審議会の議決が必要になる。
- 施設計画であるが、メインアリーナについては、バスケットボールコート3面の設置が可能な61m×40m程度で、面積は約2,400㎡、天井の高さは日本バレーボール協会の公認の高さである12.5mを確保することとしている。
- 観客席については、可動席1,000席程度と固定席と合わせて2,000から3,000席程度の席数を確保することとし、車いす用の席も設けることとしている。また、ランニングコースは、観客席の後方周囲に整備することとしている。
- 多目的会議室については、可動間仕切りにより3室から4室に分割できる構造とし、大会開催時には、大会役員室であるとか、選手の控え室として使用し、大会以外の時には、ダンスなどの練習室としても使用できる多目的な会議室として整備することとしている。
- 放送室、更衣室、シャワー室、トイレ、器具庫、機械室などについては、適宜配置し、整備することとしている。
- その他共用部については、ホール・ロビーはメインアリーナ棟の施設規模に対応した開放的でゆとりある空間を整備するとともに、避難時に対応した廊下や階段、出入り口などを確保することとしている。
- 既存施設の計画であるが、現在の市民体育館のアリーナは、耐震診断調査においてコンクリートの中性化の進行状況からみて、今後30年程度の使用が可能であることから、必要

に応じた各施設の改修などを行うこととしている。

- 現在のアリーナについては、壁や床を全面リニューアルするほか、照明の自動昇降装置の設置など機能の充実を図り、新たな市民体育館のサブアリーナとして使用することとしている。また、観客席については、既存の固定席を活用する。
- 武道練習場については、柔道・剣道・空手など武道の練習室のスペースの拡充を図るため、現在の第1体育室を専用の武道練習場として改修することとしている。
- 体育室については、現在の第2体育室ならびに第3体育室の間仕切り壁をフレキシブルな対応が可能な可動間仕切りに改修し、体育室として武道や各種ダンスの練習場、健康体操などに使用することとしている。
- スタジオについては、現在の第4体育室に耐震壁を増設したうえで、壁面に鏡を設置するなど専用のダンススタジオとして改修することとし、幼児体育室については、現施設を改修し引き続き使用することとする。
- トレーニング室については、隣接の旧サウナ室との間仕切り壁を撤去し、スペースを拡充することとし、会議室については、防音対策を講じ、引き続き会議室として使用することとする。
- 立体駐車場については、エレベータを設置した2層3段構造とし、駐車台数は、300台程度を確保することとし、市民会館と隣接することから、周辺環境や景観に十分配慮する。
- 避難施設としての整備について、市民体育館は、「函館市地域防災計画」により、準拠点避難所として位置づけられていることから、大規模災害時の救援物資の一時保管や配布拠点などの対応施設として非常電源装置などの確保が必要となる。
- 概算事業費については、メインアリーナ棟の増築工事、立体駐車場の新築工事、既存の市民体育館の改修工事、基本・実施設計業務委託の経費を含め、約35億円と考えている。
- 整備スケジュールについては、プロポーザルコンペによる設計者の選考を本年7月から11月まで、基本設計を来年の1月から6月まで、実施設計を平成24年の8月から平成25年の10月までと考えている。
- 工事については、立体駐車場の新築工事を平成25年2月から6月まで、メインアリーナ棟の増築工事を平成25年7月から平成26年11月まで、既存市民体育館の改修工事を平成26年7月から平成27年3月までと考えている。
- また、工事に伴う市民体育館の休館期間であるが、平成26年7月から11月までの5か月間と考えている。
- 市民体育館の整備事業については、合併特例債を活用することから、平成26年度末までには、整備事業を完了する必要がある。また、市民のスポーツ活動の機会を確保するため、市民体育館の全面閉鎖期間を短期間とすることが望ましいと考えている。
- なお、基本計画の策定に向け、現在、中間報告書を体育協会や競技団体などに示し、意見をいただいております。また、4月からはパブリックコメントも求めていきたいと考えている。

■小葉松委員

- 立体駐車場が300台となっていたが、現時点の駐車場は何台駐車できるのか。

■生涯学習部長

- 200台である。

■橋田委員長

- 続いて、報告事項の2点目、「平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本市の結果について」学校教育部長から報告を求める。

■学校教育部長

- 平成22年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本市の結果について、報告する。
- 本調査は、全国的な子どもの体力の状況を把握し・分析することによって、子どもの体力の向上にかかる施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として実施している。
- 調査の対象と内容等については、小学校5年生と中学校2年生を対象に、8種目からなる実技に関する調査と質問紙による生活習慣や運動習慣等に関する調査、さらに学校に対する質問紙による体育、保健体育の指導等に関する調査を実施している。
- 平成21年度は、市内の全ての小中学校が実施し、その平均値や分析の結果を「本市の傾向」として教育委員会のホームページにも公表したところだが、今年度については、国の事業仕分けによって抽出調査となり、大幅にスケールが縮小された。本市においては、小学校3校、中学校2校の合わせて5校、小学校5年生は男子58名、女子51名、中学2年生は男子56名、女子46名が調査の対象となった。
- 対象が児童生徒数の約20%なので、たとえば、中学校2年生の持久走を実施したのは、対象校のうち1校であり、小規模校のため、男子6名、女子2名の結果がそのまま本市の中学校2年の平均として掲載されてしまうなど、今回の平均値を全市的な傾向としてとらえることは難しいため、調査結果については、公表は行わず、この教育委員会において報告をすることとする。
- 体格に関する調査では、ほぼ全道平均と同様であり、全国平均との大きな差はない。
- 体力に関する実技調査の結果については、小学校5年生の女子で、握力・上体起こし・反復横跳び・50m走・立ち幅跳びの5種目が全国・全道を上回っているが、小学校5年生男子、中学校2年生の男女については、ほぼ全ての種目で全国・全道平均を下回っている。また、中学校2年女子を除き、昨年度同様、握力は全国平均を上回っている。
- 運動習慣や生活習慣に関する調査の結果からは、全道や全国の平均と比べ、「中学校男子を除いて運動やスポーツをしない傾向にある」、「朝食を毎日食べない児童生徒が見られる」、「1日のテレビの視聴時間が3時間以上である児童生徒が多い」という傾向が見られる。
- また、学校の取り組みとしては、今回の対象であった全ての小中学校で、教育委員会で発行した家庭掲示用ポスター「家庭で取り組む『は・こ・だ・て』」を活用するなどしながら、調査結果を踏まえて、家庭への働きかけを行っている。
- このような結果を受け、本市の子どもの体力向上に向けて、適切な運動量が確保されるような指導の工夫や各学校の実態に応じた指導の改善とともに、運動する機会を増やしていくよう、地域の体育的行事への積極的な参加などについても、各学校へ働きかけたいと考えている。

■橋田委員長

- この結果をどのように学校や家庭でいかしていくのか。家庭では、どの程度意識してやっているのか、意識せざるを得ないような学校の働きかけはどうか、実態を把握していただきたい。具体的な働きかけが問われると思う。また、どれだけ、学校や保護者に啓発できたかを評価していただきたい。

■橋田委員長

- 続いて、報告事項の3点目、「教職員の懲戒処分内申の結果について」学校教育部長から報告を求める。

(秘密会につき，会議録省略)

■橋田委員長

- 次に，日程第5，調査事項，「戸井高等学校の募集停止について」事務局から資料が提出されているので，学校教育部長から説明を求める。

(秘密会につき，会議録省略)

■終了宣言

- 午後2時43分

議事録署名人 河 村 祥 史

〃 小葉松 洋 子

調製者庶務係 山 本 茂 義